

別記

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる  
と認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当  
たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わな  
なければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。  
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目  
的を明確にし、目標を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わな  
なければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び  
き損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た  
個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受  
けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務につい  
ては、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若  
しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又  
は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後におい  
ても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用し  
てはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況に  
ついて、調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったとき  
は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。